

IASB、「IFRSの年次改善」 (2012-2014年サイクル)を公表

国際会計基準審議会(IASB)は2014年9月25日、「IFRSの年次改善」(2012-2014年サイクル)を公表した。このIFRSの年次改善には、4つの基準書に対する改訂が含まれている。

各改訂は、2016年1月1日以降開始する会計年度から強制適用される。早期適用も認められる。

【背景及び適用範囲】

IFRSの年次改善プロジェクトは、緊急度は低いものの、必要不可欠とIASBが考えるIFRSの改訂を1年間にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。このたびのIFRSの年次改善は、IFRSの年次改善プロジェクト(2012-2014年サイクル)の成果として、2013年12月11日に公開草案が公表されており、寄せられたコメントを踏まえた再審議を経て最終化されたものである。



【改訂の要約】

改訂する基準書	改訂の概要	適用日
IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」		
処分方法の変更等	<p>背景</p> <p>IFRS第5号は、非流動資産について、その継続的使用ではなく、主として売却取引により帳簿価額を回収する場合、当該資産を売却目的保有に分類することを要求している。また、非流動資産を所有者に分配することを確約している場合は、所有者分配目的保有に分類することを要求している。</p> <p>IFRS第5号において、非流動資産を売却目的保有に分類するための要件を満たさなくなった場合の取扱いが定められているものの、以下に関する取扱いは定められていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 非流動資産を所有者分配目的保有に分類するための要件を満たさなくなった場合 ■ 非流動資産の分類を売却目的保有から所有者分配目的保有に変更した場合 <p>改訂</p> <p>本改訂は、以下の事項を明確化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 非流動資産を所有者分配目的保有に分類するための要件を満たさなくなった場合の取扱いは、非流動資産を売却目的保有に分類するための要件を満たさなくなった場合の取扱い(IFRS第5号第27項-第29項)と同様とする。 ■ 非流動資産の分類を、売却目的保有から所有者分配目的保有に直接変更する場合(またはその逆の場合)、その分類変更は当初の処分計画の継続とみなされ、次のとおり会計処理される。 	<p>2016年1月1日以降開始する会計年度から将来に向かって適用される。</p> <p>早期適用は認められる。</p>

改訂する基準書	改訂の概要	適用日
処分方法の変更等 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> - IFRS第5号第27項―第29項の規定を適用せず、新たな処分の方法に適用される分類、表示及び測定に関する規定を引き続き適用する。 - IFRS第5号第15項または第15A項に従って非流動資産(または処分グループ)を測定し、処分コスト(または分配コスト)控除後の公正価値の増減額をIFRS第5号第20項―第25項の規定に従って会計処理する。 - IFRS第5号第8項及び第12A項による分類日を変更しない。なお、この規定は、IFRS第5号第9項の要件を満たす場合の売却または分配が完了するまでの期間延長を妨げるものではない。 	
IFRS第7号「金融商品：開示」		
サービス業務契約	<p>背景</p> <p>IASBIは2010年10月に、「開示―金融資産の譲渡(IFRS第7号の改訂)」を公表した。この改訂により、企業が金融資産の譲渡後に、その譲渡金融資産に関してIFRS第7号で規定される継続的関与を有している場合は、一定の開示が要求されている。ただし、譲渡金融資産を回収するサービス業務契約が継続的関与に該当するか否かが明確ではなかった。</p> <p>改訂</p> <p>本改訂において、IFRS第7号における開示規定を適用するにあたり、企業が金融資産の譲渡後に、サービス業務契約により、報酬を得てその譲渡金融資産を回収する権利を保持する場合は、受け取るべき報酬がサービス業務の遂行を適切に補償するものと見込まれるか否かに関係なく、IFRS第7号第42C項及びB30項に基づいてサービス業務契約が継続的関与に該当するか否かを判断しなければならない。</p> <p>なお、継続的関与に該当するサービス業務契約として、以下のケースが例示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ サービス業務報酬が、譲渡金融資産から回収するキャッシュ・フローの金額及びタイミングに左右されるケース ■ サービス業務報酬が固定額であるものの、譲渡金融資産からの回収が行われないことによりその全額が支払われないケース 	<p>2016年1月1日以降開始する会計年度から遡及的に適用される。ただし、サービス業務契約に関する開示規定の改訂については、本改訂の適用初年度より前の会計年度では適用は要求されない。</p> <p>早期適用は認められる。</p> <p>なお、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」を適用する企業に関しても、サービス業務契約に関する開示規定の改訂について、本改訂の適用初年度より前の会計年度では適用は免除される。</p>
IFRS第7号の改訂の 期中財務報告への適用可能性	<p>背景</p> <p>IASBIは2011年12月に、「開示―金融資産及び金融負債の相殺表示(IFRS第7号の改訂)」を公表した。この改訂は、2013年1月1日以降開始する会計年度及び<u>その会計年度に属する期中報告期間</u>に適用することが要求されている。ここで、具体的にどの期中財務報告期間(すなわち、すべての期中報告期間、改訂の適用初年度におけるすべての期中報告期間、またはIAS第34号「期中財務報告」に基づいて開示が求められる期中報告期間)において適用すべきかが明確ではなかった。</p> <p>改訂</p> <p>本改訂により、IFRS第7号第44R項における期中財務報告に関する記載が削除された。したがって、期中財務報告における開示は、IAS第34号「期中財務報告」に基づいて開示が求められる期中報告期間に行うこととなる。</p>	

改訂する基準書	改訂の概要	適用日
IAS第19号「従業員給付」		
割引率：地域市場の論点	<p>背景</p> <p>IAS第19号は、優良社債の市場利回りを参照して退職後給付債務の割引率を決定することを要求している。ただし、このような優良社債に厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回りを参照することになっている。</p> <p>優良社債に厚みのある市場が存在するか否かの評価を、同一の通貨を共有する複数の国から構成される地域市場（例、ユーロ圏）において行う場合、この評価を通貨レベルで行うべきか、または国レベルで行うべきかが明確ではなかった。</p> <p>改訂</p> <p>本改訂は、以下を明確化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 退職後給付債務の割引率を決定する際に参照する優良社債に厚みのある市場が存在するか否かの評価は、通貨レベルで行う。 ■ 厚みのある市場が存在しない場合は、その通貨建の国債の市場利回りを参照する。 	<p>2016年1月1日以降開始する会計年度から適用される。</p> <p>早期適用は認められる。</p> <p>本改訂は、適用初年度の財務諸表に表示される最も古い比較年度の期首から適用し、その累積的影響額を期首利益剰余金に含めて認識する。</p>
IAS第34号「期中財務報告」		
「期中財務報告書の他の部分」の情報に関する開示	<p>背景</p> <p>IAS第34号は、重要な事象及び取引の開示に加えて、一定の情報を「期中財務報告書の他の部分」で開示していない場合に、期中財務諸表の注記に含めることを要求している。この「期中財務報告書の他の部分」が何を意味するのか（特に、要求されている情報を期中財務諸表外で開示することが認められるか否か）が明確ではなかった。</p> <p>改訂</p> <p>本改訂により、以下のいずれかの方法によることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 要求されている情報を期中財務諸表において開示する方法 ■ 要求されている情報を他の報告書（例、経営者による説明やリスク報告書）に開示したうえで、クロス・リファレンスにより期中財務諸表に含める方法（なお、この方法を選択する場合、クロス・リファレンスされる報告書が期中財務諸表と同じ時期及び条件で利用者に公表されない限り、期中財務諸表は不完全なものとなる） 	<p>2016年1月1日以降開始する会計年度から遡及的に適用される。</p> <p>早期適用は認められる。</p>

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.